

損害賠償の額を定め和解する件

次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

令和8年6月11日提出

東大阪市長 野田 義和

1 事件名

損害賠償請求事件（令和6年（ワ）第12241号）

2 裁判所名

大阪地方裁判所

3 相手方

\*\*\*\*\*

\* \* \* \*

4 損害賠償の額

金 59,652,330円

## 5 和解の趣旨

- (1) 本市は、相手方に対し、本件交通事故に関する損害賠償債務として既払金 33,152,330円を除き、26,500,000円の支払義務があることを認める。
- (2) 本市は、相手方に対し、前号の金員を、令和8年7月31日限り、相手方の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は本市の負担とする。
- (3) 相手方は、その余の請求をいずれも放棄する。
- (4) 相手方及び本市は、相手方と本市との間には、本件交通事故に関し、和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

## 参考

### 事件の概要

平成30年9月7日午前9時36分ごろ、東大阪市若草町1番6号先の国道上で、本市職員が職務上救急車を運転中、相手方の運転する大型自動二輪車と接触し、相手方に傷害を生じさせた事故について、相手方から本市を被告として、令和6年11月29日大阪地方裁判所に損害賠償を請求する訴えが提起されていたものについて、同裁判所から和解勧誘があり、和解するものである。